

設楽町公告 15号

入札公告

工事入札を次のとおり行う。

平成21年8月3日

設楽町長 加藤 和年

記

1 工事の概要

(1) 工事名

北設楽郡地域情報化基盤整備工事(その1)(以下「その1工事」という。)

北設楽郡地域情報化基盤整備工事(その2)(以下「その2工事」という。)

(2) 工事場所

「その1工事」・・・北設楽郡設楽町、東栄町、豊根村 全域

「その2工事」・・・ ”

(3) 工事概要

情報通信基盤(FTTN網)整備

「その1工事」

・センター、サブセンター間をつなぐ光ケーブル敷設 L = 64 km

・センター1拠点、サブセンター4拠点の整備

・受信アンテナ設備、放送設備、通信施設の整備

「その2工事」

・センター、サブセンターからクロージャーマでの光ケーブル敷設 L = 382 km

・サブセンター2拠点の整備

・受信アンテナ設備、放送設備、通信設備、公共ネットワーク、アプリケーションの整備

(4) 工期

契約(本契約)締結の日の翌日から平成22年3月25日までとする。

2 入札参加資格

(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)に掲げる要件を満たす者であること

(2) 愛知県内に本店(社)、支店(社)、営業所、事業所(部)、事務所を有している者であること

(3) 公告の前日において、設楽町の平成21年度建設工事入札参加有資格者名簿に登録されている者であること

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定による入札参加制限を受けていない者であること

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続き開始の申し立てをした者であつては、同法第199条の規定による更生計画認可の決定を受けている者であること
- (6) 公告の日から入札を執行する日までの間のいずれの日においても、国土交通省中部地方整備局管内の自治体から指名停止措置を受けていない者であること
- (7) 建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の結果通知書で、公告日現在における電気通信工事の総合評点が900点以上であること
- (8) 公告前10年間にFTTH方式（センター設備、幹線ケーブルの整備を含み、かつ、1,000加入以上）による有線テレビジョン放送設備および電気通信事業者向け設備を施工した実績があり、すべてにおいて品質に問題なく工事が完了し、引き渡し完了している者であること
- (9) 本工事に対応する管理技術者証及び管理技術者講習修了証を有するもの又はこれに準ずる者を専任で配置できる者であること
- (10) 会社の規模が資本金1億円以上で、従業員数が100人以上であること。

3 入札参加資格確認申請及び資格の確認等

- (1) 入札に参加しようとする者は、別に配布する入札参加資格確認申請書及びその他必要な書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 申請書等の提出期間等
 - ア 提出期間 平成21年8月3日（月）から平成21年8月7日（金）までの午前9時から午後4時まで。
 - イ 提出場所 設楽町役場 総務課
 - ウ 提出方法 持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 - エ 申請書等の用紙の配布
設楽町総務課において本公告の日から希望する者に配布する。また、設楽町ホームページ（<http://www.town.shitara.aichi.jp/>）からも入手できる。
 - オ 提出資料の問い合わせ先
〒441-2301 愛知県北設楽郡設楽町田口字居立2番地
設楽町役場 総務課 担当 後藤
TEL 0536-62-0511 FAX 0536-62-1675
- (3) 提出期限までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- (4) 入札参加資格の確認結果の通知は、代表者あてに、平成21年8月11日（火）までに通知する。
- (5) 申請書等の作成にかかる費用は、提出者の負担とし、提出された申請書等は返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、設楽町長に対して説明

を求めることができる。

(2)(1)の説明を求める場合は、次のとおり書面(様式自由)により提出すること。

ア 提出期間 平成21年8月11日(火)から平成21年8月12日(水)までの午前9時から午後4時まで。

イ 提出場所 設楽町役場 総務課

ウ 提出方法 持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3)説明を求められたときは、平成21年8月14日(金)までに説明を求めたものに対し書面により回答する。

5 設計図書の閲覧

(1)閲覧場所

設楽町役場 総務課

(2)閲覧期間

平成21年8月3日(月)から平成21年8月17日(月)までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。

(3)閲覧図書の貸出

希望するものには、設計図書の一式を収納した電子媒体(記録メディア)の貸し出しを行う。なお、当該電子媒体は、平成21年8月17日(月)午後4時までに返却すること。また、借り受けにあたっては、借用書を提出すること。

6 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問がある場合は、書面(様式自由)により電送すること。文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話及びファクシミリ番号等を併記するものとする。なお、質問がない場合もその旨電送すること。

(1)質問の受付期間

平成21年8月3日(月)から平成21年8月12日(水)までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。

(2)質問の電送先

設楽町役場 総務課(FAX 0536-62-1675)

(3)質問に関する回答は、平成21年8月14日(金)までに全内容を全社に対して電送する。

7 入札執行の日時及び場所

(1)日時 平成21年8月18日(火)午後1時30分

(2)場所 設楽町役場 議場

8 入札執行について

(1)持参とする。(郵送、電送による入札は認めない。)

(2)入札価格は「その1工事」「その2工事」の総価格とし、一括入札とする。

(3)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当

する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 代理人をもって入札をしようとする者は、必ず委任状を提出すること。
- (5) 入札者は、提出した入札書の引換、変更又は取り消しをすることができない。
- (6) 入札者は、入札書の記載事項につき抹消、訂正又は挿入をしたいときは、これを証印しなければならない。ただし、金額については、抹消、訂正又は挿入することができない。

9 開札

開札は、入札の終了後直ちに入札者の立ち合いのうえ行う。

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最低制限価格を下回った入札を行った者は落札者とししない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退できない。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 設楽町契約規則第29条、第30条、第31条及び第31条の2のとおりとする。

12 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに設楽町財務規則第12条の各号に該当する入札は無効とする。

13 落札の無効

落札者が、特別の理由もなく落札の日から5日以内に建設工事請負仮契約を締結しない場合は、その落札を無効とする。

14 契約の方法

本件の工事請負契約は、設楽町議会の議決を要するものであり、建設工事請負仮契約を締結し、設楽町議会の議決後に契約保証が付されたことを確認し、契約の成立の通知をもって本契約とする。

15 支払条件

- (1) 前払金 設楽町契約規則第53条のとおりとする。

(2) 部分払 設楽町契約規則第 54 条のとおりとする。

1 6 その他

この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、設楽町の条例及び規則の定めるところによる。